

第 1 4 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 2 年 5 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 2 年 5 月 8 日 午前 1 0 時 0 7 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実		○	委任状
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 1 0 番 大島 アサ子 委員
 議席 1 1 番 須田 和敏 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 中澤 正幸
 統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
 統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
 主 事 中嶋 辰哉
 農 林 課 主幹 石原 秀和

会 議 の 顛 末

開 会 <午前 9 時 3 0 分>

事務局

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第 2 条第 3 項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。

始まる前に、ご協力をお願いします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和 2 年度第 1 4 回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は 1 9 人中 9 人、委任状による出席委員が 1 名の合計 1 0 名で会議は成立しました。なお、議席番号 1 3 番、高井眞佐実委員から欠席及び委任の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第 1、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

続きまして、議事日程第 2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号 1 0 番、大島アサ子委員、議席番号 1 1 番、須田和敏委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、議席番号 1 0 番、大島アサ子委員と議席番号 1 1 番、須田和敏委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第 3、報告第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、1ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番から4ページの7番までの7件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

	以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いいたします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、5ページから8ページに記載の番号1番から8番までの8件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。 また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第6、報告第4号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第4号、埋蔵文化財試掘調査届についてご説明いたします。報告書の9ページをお願いいたします。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は、記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を岸正二委員、子持、赤城、北橘地区を鳥山孝子委員より報告をお願いします。最初に岸正二委員、お願いいたします。

3 番

4月28日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、大島アサ子委員、事務局の吉田係長、小林主事と私、岸の4名で実施しました。

今回の渋川地区の許可申請は、第4条による申請が5件、第5条による申請が10件、合計15件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は一体利用している宅地となっています。特に問題ないと思います。

申請番号4の2番の現地は、東と北は雑種地、西は宅地と道路、南は宅地となっています。問題ないと思います。

6ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は道路、西は水路、南は田、北は宅地と田となっています。問題ないと思います。

申請番号4の4番の現地は、東と北は一体利用している宅地、西と

南は田となっています。特に問題ないと思います。

申請番号4の5番の現地は、東は田、西と北は道路、南は宅地となっています。特に問題ないと思います。

次に5条申請であります。11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と西と南は宅地、北は宅地と道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と西は道路、南と北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思います。

12ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と西と南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は道路、西は畑、南と北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と南は山林、西は道路、北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東は田、西と南は道路、北は水路となっています。問題ないと思います。

13ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と南は道路、西は田、北は一体利用する宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東と西は宅地と畑、南は宅地、北は畑となっています。問題ないと思います。

申請番号5の10番の現地は、東と南と北は宅地、西は道路となっています。問題ないと思います。

以上で第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、鳥山孝子委員よりお願いいたします。

5番

4月28日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、下田三徳委員、事務局の狩野係長、山口主事と私、鳥山の4名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が6件、合計8件でありました。

それでは、議案書に沿ってご報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。議案書の7ページをご覧ください。

申請番号4の6番の現地は、東と南と北は道路、西は一体利用する宅地となっています。問題ないと思われます。

次に5条の計画変更申請であります。議案書の9ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東は畑、西と北は雑種地、南は道路となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。議案書13ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東と北は畑、西は道路、南は宅地となっています。問題ないと思われます。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東と西は畑、南は畑と雑種地、北は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東と北は畑、西は同月申請されている申請番号5の14番の申請地と畑、南は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の14番の現地は、東は同月申請されている申請番号5の13番の申請地、西と北は畑、南は道路となっています。問題ないと思われます。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

申請番号5の16番の現地は、東と北は道路、西と南は山林となっています。問題ないと思われます。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、農用地利用配分計画案の意見についてを議題とし、意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農用地利用配分計画案の意見についてご説明いたします。協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、農用地利用配分計画案の意見について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による照会があったので意見の決定を求めるものであります。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

農林課

農林課の石原です。よろしくお願いいたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画についてご説明いたします。協議書の1ページをご覧ください。

農用地利用配分計画の決定について、農業委員会のご協議をお願いするものでございます。内容についてご説明申し上げます。

この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取を経て定めることとなっております。今回の計画決定は、渋川地区、子持地区、赤城地区における農用地利用配分計画であります。

この表は左から、賃借権等を受ける者、設定等をする土地、現在の権利関係、設定する権利の順になっております。

今回、賃借権の設定等を受ける者は、4名になります。

一人目の方は、令和2年1月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は米です。賃借権の設定等をする土地2筆、面積2,194平方メートル、土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は使用賃借権、存続期間は10年です。

二人目の方は、平成27年12月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として農用地等借受応募書を提出しています。作付け希望は枝豆です。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は1,247平方メートル、土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

三人目の方は、平成27年5月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として借受応募書を提出しています。作付け希望はキャベツ、レタス等の野菜苗です。賃借権の設定等をする土地1筆、面積は2,036平方メートルです。土地の現在の権利関係は1名、設定する権利は賃借権、存続期間は10年です。

四人目の方は、平成26年9月に群馬県農業公社に規模拡大を理由として借受応募書を提出しています。作付け希望はコンニャクです。賃借権の設定等をする土地3筆、面積は4,317平方メートル、土

地の現在の権利関係は２名、設定する権利は賃借権、存続期間は１０年になります。

以上で協議第１号の説明を終わります。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりました。

これより審議を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、審議を打ち切ります。お諮りします。

協議第１号、農用地利用配分計画案の意見については、認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、協議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第９、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号３の１番から３の８番の８件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第３条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の１ページから３ページ関連でございます。議案書の１ページをお願いいたします。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第３条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号３の１番から３の８番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号３の１番、３の２番につきましては、農業経営規模拡大のため、申請番号３の３番につきましては、農業経営効率化のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

続きまして、議案書の２ページ、３ページをお願いいたします。

申請番号３の４番から３の８番につきましては、全て農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第３条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で農地法第３条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号３の１番から３の８番の８件について審議します。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りいたします。

議案第１号、申請番号３の１番から３の８番の８件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号３の１番から３の８番の８件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１０、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号４の１番から４の６番の６件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第４条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

説明に入る前に、議案書の７ページの申請番号４の６番につきましては、５月１日に申請人より申請の取下げ願いがありましたので、欠番でお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の５ページから６ページ関連です。議案書の５ページをお願いいたします。

議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、次のと

おり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものであります。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等につきまして、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の6番は取下げとのございますので、申請番号4の1番から4の5番の5件についてを審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りいたします。

議案第2号、申請番号4の1番から4の5番の5件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から4の5番の5件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定に

よる許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名又は名称、契約内容、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、昭和57年9月17日付け群馬県指令により、一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、体調不良により転用実行されておりませんでした。一方、変更後法人は、申請地を太陽光発電設備の設置用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので全部承継したく計画変更申請するものであります。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第１２、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号５の１番から５の１６番の１６件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の１１ページから１５ページ関連です。議案書の１１ページをお願いいたします。

議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号５の１番から５の１６番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号５の１番は、農業公共投資がある区域ですが、住宅や公益施設等が連たんしている区域に該当すると思われます。

申請番号５の２番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の３番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の１２ページをお願いいたします。

申請番号５の４番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号５の５番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、５００メートル以内に２以上の公共、公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号５の６番は、農業公共投資がある区域ですが、既存施設の拡張であることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の７番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の13ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われますが、一体利用面積が3,000平方メートルを超える案件となります。

農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分又は処分の見込みが必要であるとされています。

本件申請においては、事業の施行に都市計画法第29条の開発許可が必要であり、農地転用の許可をするには開発許可又は開発許可がされる見込みが必要です。

5月1日、前橋土木事務所へ本件について確認したところ、4月6日開発許可申請書を受付したが、これら内容等について今後審査をしていくとのことでありました。本総会までに開発許可の見通しが立つとの回答が得られませんでした。

つきましては、現時点では開発許可の可否の判断を前橋土木事務所ができない状況であるため、農地転用の可否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。

申請番号5の9番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の10番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の14ページをお願いいたします。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

議案書の15ページをお願いします。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１６番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も１０ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号５の１番から５の１６番の１６件について審議いたします。

質疑のある方はお願いいたします。

１０番

はい。１０番、大島。

議 長

はい、１０番、大島アサ子委員。

１０番

申請番号５の１３番の自然観光施設用地というのは、どういうものですか。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

この自然観光施設用地は、果樹や野菜等を作付けし、宿泊者に収穫作業などを体験してもらったり、その場で調理して食べてもらったりすることを行いたい施設だということです。

議 長

ほかには何かございますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りいたします。

議案第４号、申請番号５の１番から５の１６番の１６件のうち、本日時点で開発許可もしくは許可見込みが確認できない、申請番号５の８番の１件については保留とし、残りの１５件については許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号５の８番は保留とし、申請番号５の８番を除く、申請番号５の１番から５の１６番の１５件については、議案

のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和2年6月1日を予定しております。

計画概要につきましては、17ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が25人、借受人が19人、筆数が47筆、面積が49,583.96平方メートルです。この個別の内訳は、18ページから20ページ記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

番号19番から22番の4件、番号24番から31番の8件、合計12件については、本来であれば農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、関係する委員の退席をお願いするところではありますが、本日関係委員は欠席としておりますので、このまま審議したいと思います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第５号、農用地利用集積計画の決定については、認めること
で
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第１４回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 ＜午前１０時０７分＞